

# マネジメントリポート

2005年9月

## 今回のテーマ： 改正会社法シリーズ ～会社の設立～

改正会社法では、有限会社と株式会社のワクがなくなり、すべて株式会社となりますが、その設立は現行法に比べ簡素化されます。

### 1 主な改正点

	内 容
最低資本金制度の廃止	現行法：株式会社 1,000 万円（有限会社 300 万円）
類似商号規制の廃止	資本金 1 円で設立可能に
払込金保管証明の廃止	同一住所以外なら、同一商号も可能
現物出資の検査役調査の緩和	発起設立時の株式払込の証明が残高証明で代用可能 設立時の現物出資財産につき、つぎの or の場合、検査役の調査不要 その価額が 500 万円以下（「資本金の 5 分の 1 以下」の要件廃止） 市場価格のある有価証券（グリーンシート銘柄を含む）をその市場価額以下で出資する場合（「取引所の相場のある有価証券」から範囲拡大）

### 2 スケジュール

会社法施行後の発起設立のスケジュールは、スピード化・簡素化されます。

最短 2 日 程 度	設立要領（商号、本店、資本金、目的など）の決定	類似商号の調査が不要
	定款作成（取締役等の決定）	
	定款認証	
	払込 残高証明による払込証明	
	発起人（会）（本店決定）	
	取締役会（代表取締役の選定）	取締役会設置会社の場合
	設立登記（株式会社の成立）	取締役等の調査終了日または発起人が定めた日のいずれか遅い日から 2 週間以内に登記

募集設立の場合は、現行法と同様、銀行等の払込金保管証明が必要です。

#### お見逃しなく！

1. 会社法施行予定の 2006 年 5 月以後は、有限会社の設立はできなくなります。  
有限会社のメリット（取締役の任期制限がナイ、決算公告不要、会計監査の義務付けナシなど）を享受したい場合は、会社法施行前に設立し、施行後も商号に「有限会社」を用いる特例有限会社となるしかありません。
2. 会社法施行後は、最低資本金制度がなくなるため、定款認証料など最低限必要な 24 万円（司法書士等の費用を除く）+ 払込金（1 円でも可）で会社が設立できます。  
現行の有限会社と同様、取締役 1 名、監査役ナシでも設立できます。
3. 類似商号規制は廃止されますが、不正競争防止法により無秩序に類似商号が認められるわけではありません。